

位置付け

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4に基づく広島県保健医療計画の一部として、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を補完するものです。

目的

- 外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指します。
- 併せて、医療機器(CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備します。
- また、紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関として明確化された医療機関を、紹介受診重点医療機関として公表することで、「かかりつけ機能を担う医療機関」と「紹介受診重点医療機関」の役割分担を進めます。

計画期間

(前期)令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間
(後期)令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間

全体像

【地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応】

- 外来医療機能に関する情報の可視化
- 新規開業希望者等に対する情報提供
- 外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組

【医療機器の効率的な活用のための対応】

- 医療機器の配置状況に関する情報の可視化
- 医療機器の配置状況に関する情報提供
- 医療機器の効率的な活用のための協議

【外来医療の機能の明確化・連携の対応】

- 外来機能報告の実施
- 紹介受診重点医療機関の確認のための協議

《医療法にかかる病院・診療所の関係申請書類等提出先》

所管区域	届出窓口	所在地	電話番号
広島市	広島市保健所環境衛生課	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	(082) 241-1585
呉市	呉市保健所地域保健課	〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13 (すこやかセンターくれ)	(0823) 25-3532
福山市	福山市保健所総務課	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 福山すこやかセンター5階	(084) 928-1164
大竹市、廿日市市	西部厚生環境事務所・保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	(0829) 32-1181
安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	西部厚生環境事務所・保健所 広島支所	〒730-0011 広島市中区基町10-52	(082) 228-2111
江田島市	西部厚生環境事務所・保健所 呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	(0823) 22-5400
竹原市、東広島市、大崎上島町	西部東厚生環境事務所・保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	(082) 422-6911
三原市、尾道市、世羅町	東部厚生環境事務所・保健所	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	(0848) 25-2011
府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所・保健所 福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	(084) 921-1311
三次市、庄原市	北部厚生環境事務所・保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	(0824) 63-5181

- 県内の医療機関・医療機器の配置状況(マッピング)や外来医師多数区域及び「地域で不足する外来医療機能」の最新情報については、広島県のホームページをご覧ください。
- 「申出書」や「共同利用計画書」の電子データもダウンロードいただけます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>



082-513-3064

広島県健康福祉局医療介護政策課
〒730-8511 広島市中区基町10-52

診療所等の新規開業
医療機器の新規購入

を予定されている皆さまへ

広島県は、外来医療機能の偏在解消を目指すとともに、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備するため、広島県保健医療計画の一部として「広島県外来医療計画」を策定しました。令和6年4月以降で、次に該当される方は届出をお願いします。

届出の対象となる方

届出対象圏域で新規開業を予定されている方

地域で不足する外来医療機能を担うことについて、「申出書」の提出を求めます。

P2へ

届出対象圏域(外来医師多数区域等)

対象となる圏域に●を付しています。

圏域名	構成市町	対象圏域
広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	●
広島西	大竹市、廿日市市	●
呉	呉市、江田島市	●
広島中央	竹原市、東広島市、大崎上島町	●
尾三	三原市、尾道市、世羅町	●
福山・府中	福山市、府中市、神石高原町	
備北	三次市、庄原市	

地域で不足する外来医療機能

不足する機能に●を付しています。

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	その他
広島	●	●	●		●	
広島西	●	●	●			
呉	●	●	●			
広島中央	●	●	●			
尾三	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●	●	●	検死
備北	●	●	●		●	へき地の医療

対象医療機器の購入を予定されている方(全ての圏域)

共同利用に関する計画の有無や内容について、「共同利用計画書」の提出を求めます。

P3へ

対象医療機器

対象となる医療機器は次の5品目となります。

※尾三圏域においては、CT(PET-CT、SPECT-CTを除く。)は対象となりません。

項目	種別
CT	全てのCT
MRI	全てのMRI
PET	PET及びPET-CT
放射線治療	リニアック及びガンマナイフ
マンモグラフィ	全てのマンモグラフィ

共同利用の方針

医療機器の共同利用の方針は、次の通りです。

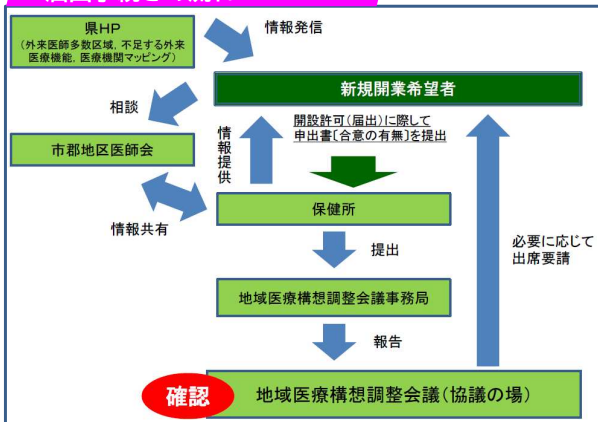
- 対象医療機器(CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ)については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

共同利用計画に盛り込むべき事項

- ・ 共同利用の相手方となる医療機関
- ・ 共同利用の対象とする医療機器
- ・ 保守、整備等の実施に関する方針
- ・ 画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

新規開業手続きについて(届出対象の圏域)

届出手続きの流れ



① 県HP等により、二次保健医療圏ごとの外来医師偏在指標や地域で不足する外来医療機能、医療機関のマッピングに関する情報を公表します。

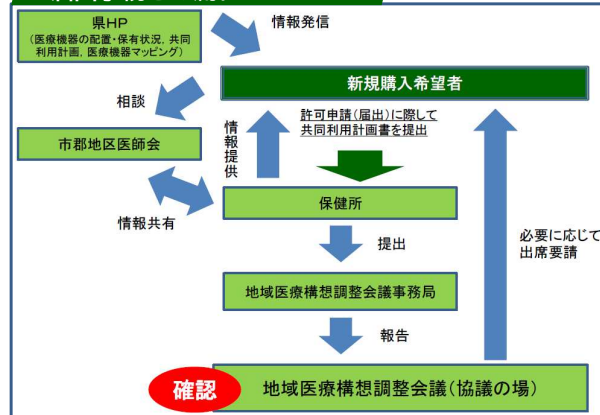
② 新規開業希望者が保健所に開設許可(届出)を行う際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や内容に関して「申出書」の提出を求めます。

③ ②の申出書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、合意が無い場合や申出書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規開業希望者の出席を要請します。

※ 合意の有無や合意内容により、診療所の開設が妨げられるものではありません。

医療機器購入手続きについて(全ての圏域)

届出手続きの流れ



① 県HP等により、二次保健医療圏ごとの医療設備・機器等の配置情報や共同利用方針を公表します。

② 新規購入希望者が保健所に許可申請(届出)を行う際に、共同利用を行うことについての計画の有無や内容に関して「共同利用計画書」の提出を求めます。

③ ②の共同利用計画書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、共同利用を行わない場合や共同利用計画書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規購入希望者の出席を要請します。

※ 共同利用の有無や計画内容により、対象医療機器の購入・更新が妨げられるものではありません。

申出書の記載方法

	記載方法
①	担当者と連絡のとれる電話番号を記載してください。
②	地域で不足する外来医療機能を担うことについて合意される場合は、「合意する」の口にチェックの上、その内容を具体的に記載してください。 なお、最新の「地域で不足する外来医療機能」については、広島県ホームページにより確認してください。
③	地域で不足する外来医療機能を担うことについて合意されない場合は、「合意しない」の口にチェックの上、その理由を具体的に記載してください。 なお、合意をしない理由については、地域医療構想調整会議で説明を求められることがあります。
その他	○ 届出対象の圏域以外で開業される場合は、申出書の提出は不要です。 ○ 「地域で不足する外来医療機能」については、地域の医療ニーズの変化や充足度に応じて、適宜見直しを行います。

外来医療機能に係る申出書

広島県知事 様

氏名	〒
住所	
電話番号	
診療科目	
医療機関名	

届出対象で不足する外来医療機能を担うことについて

○ 合意する

< 併行する医療機能等を具体的に記載 >

○ 合意しない

< 合意をしない理由 >

共同利用計画書の記載方法

	記載方法
①	担当者と連絡のとれる電話番号を記載してください。
②	該当する医療機器の種別を一つ〇で囲ってください。 (複数の対象医療機器を同時購入される場合は、種別ごとに共同利用計画書を作成してください。)
③	共同利用を行う場合はその方法、共同利用を行わない場合は、その理由を具体的に記載ください。 なお、共同利用を行わない理由については、地域医療構想調整会議で説明を求められることがあります。
④	共同利用の相手方となる医療機関が決まっていな場合は、「当院に対して共同利用の申し出があった医療機関」などと記載し、備考欄に自院において、共同利用の相手先となる医療機関を確保するための取組を記載してください。
⑤	保守点検計画については、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(令和3年7月8日付け医政総発0708 第1号・医政地発0708 第1号・医政経発0708 第2号厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長及び経済課長連名通知)を参考にしてください。
⑥	該当する提供方法を〇で囲ってください。 ※ ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)などICTを活用したネットワークの利用もご検討ください。

医療機器の共同利用計画書

広島県知事 様

病院又は診療所名称	〒
診療科目	
種別	<input type="checkbox"/> 放射線診断装置 <input type="checkbox"/> 放射線治療装置 <input type="checkbox"/> 画像診断装置 <input type="checkbox"/> 手術支援装置 <input type="checkbox"/> 呼吸器 <input type="checkbox"/> 透析装置 <input type="checkbox"/> 血液浄化装置 <input type="checkbox"/> 体外震動波治療装置 <input type="checkbox"/> 体外式体外循環装置 <input type="checkbox"/> 体外式体外冷却装置 <input type="checkbox"/> 体外式体外加熱装置 <input type="checkbox"/> 体外式体外冷却加熱装置 <input type="checkbox"/> その他
共同利用の方法	<input type="checkbox"/> 共同利用を行う <input type="checkbox"/> 共同利用を行わない (理由を具体的に記載してください)
共同利用の相手方	<input type="checkbox"/> 共同利用を行う <input type="checkbox"/> 共同利用を行わない (理由を具体的に記載してください)
備考	共同利用の相手方となる医療機関について「連絡可能」「連絡不可」

Q & A

- 届出対象圏域とは？ ⇒ 外来医師多数区域と地域の実情に応じて外来医師多数区域と同様の対応を求めるとされた圏域
- 初期救急とは？ ⇒ 休日・夜間における比較的軽症な救急患者に対応 (在宅当番医制や休日夜間急患センターなど)
- 在宅医療とは？ ⇒ 患者の日常生活の場において必要な医療を提供(訪問診療・往診・看取りなど)
- へき地の医療とは？ ⇒ 無医地区等における医療の提供(へき地診療所、巡回診療など)
- 検死とは？ ⇒ 検視・検案業務等

Q & A

- 医療機器の更新は含まれるのか？ ⇒ 許可申請(届出)を行わない場合も、共同利用計画書の提出は必要です。
- 共同利用のメリットは？ ⇒ 自院の予約の空き時間に、他院から依頼された検査を受け入れることで、稼働率の向上が見込めます。また、一部の対象医療機器では、一定の施設基準を満たした場合に診療報酬点数に反映される他、一定の条件を満たした場合に当該医療機器の新規購入時に特別償却の対象となります。
- 共同利用の範囲は？ ⇒ 共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合も含まれます。

地域医療構想調整会議

- 二次保健医療圏ごとに、診療に関する学識経験者の団体及び医療・介護関係者、医療保険者、その他の関係者等との連携を図り、地域医療構想の達成のための協議を行う場として、県が設置しています。
- 広島県外来医療計画では、地域医療構想調整会議を外来医療に係る協議を行う場としています。
- 協議の場では、「外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項」、「医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項」及び「紹介受診重点医療機関」について協議を行い、その結果を公表することとしています。